

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年12月24日

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 出川 昌人

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

**【事務連絡者氏名】** 加藤 淳一郎

**【電話番号】** 03-6703-4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック拡大欧州株式ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

### (5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。(以下同じ。)

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。「累積投資コース」の場合、分配金の再投資は無手数料とします。

(6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成22年12月25日から平成23年7月1日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの購入取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金(発行価格に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を經由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12)【その他】

## 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

## 日本以外の地域における発行

行いません。

## 購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載
- ・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### < 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本		( )
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## &lt; 各分類および区分の定義 &gt;

## ・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州、エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

### 1. 新興ヨーロッパ諸国等の株式に投資します。

主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国(以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。)の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とするブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

投資対象とする新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国は以下の通りです。

ロシア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、カザフスタン、ウクライナ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、トルクメニスタン、クロアチア、スロベニア、スロバキア、セルビア、ルーマニア、ブルガリア、キプロス、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アルバニア、マケドニア、イスラエル、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、エジプト、レバノン

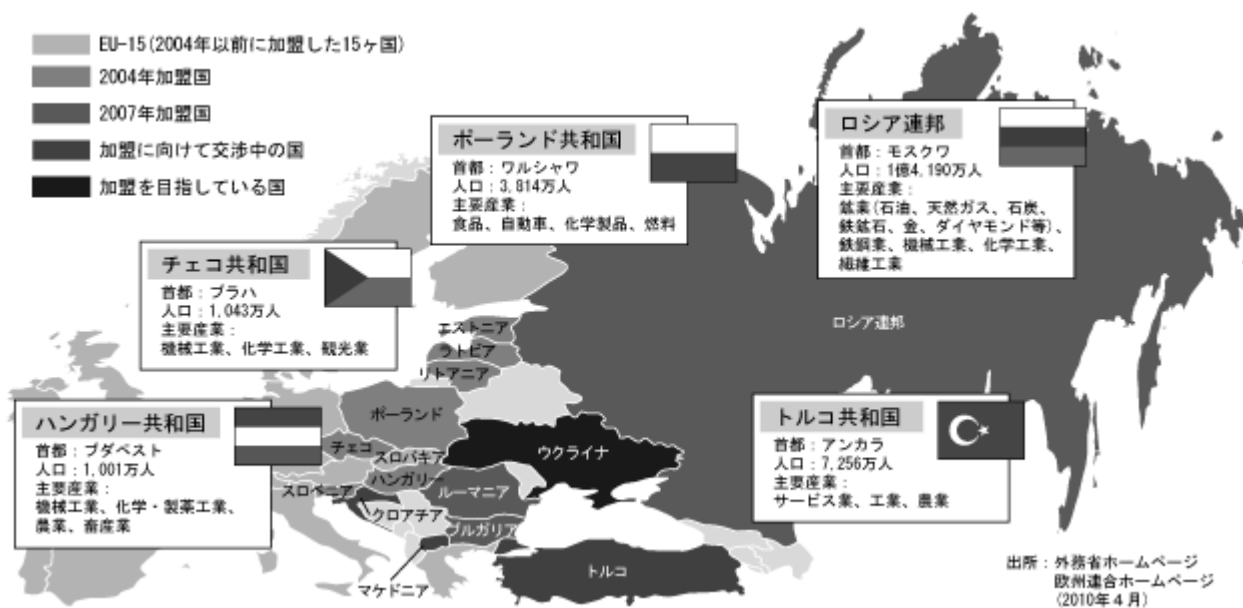
投資対象国・地域は、今後変更になる可能性があります。

また、上記は投資対象国・地域であり、全ての国の株式に投資を行うことを示すものではありません。

## 新興ヨーロッパ諸国等の魅力

### 拡大するEU(欧州連合)経済圏

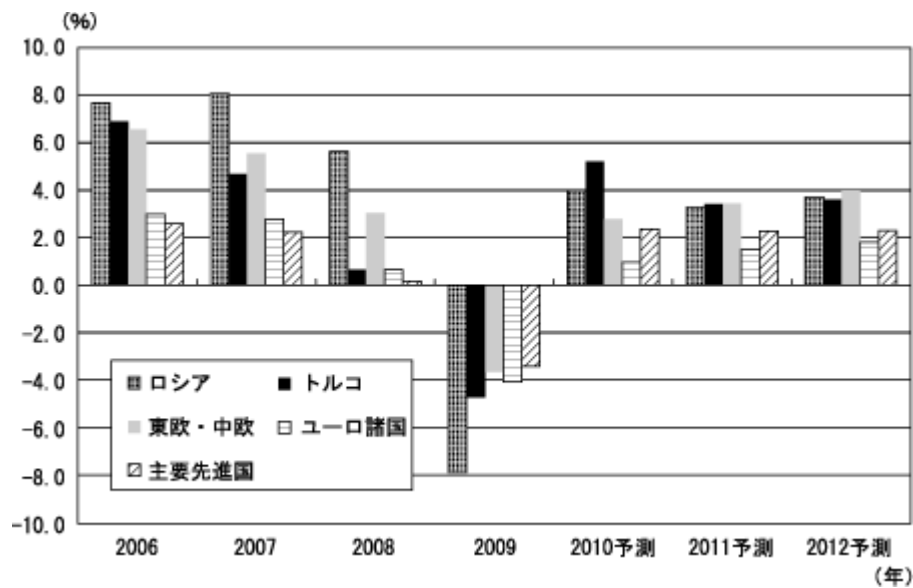
新加盟国はEU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。また、2005年にはトルコが加盟交渉を開始しました。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。



## 期待される高成長

新興ヨーロッパ諸国等は、先進国と比較してより経済成長が期待できる地域であり、魅力的な投資対象地域であると考えます。

### 新興ヨーロッパ諸国等のGDP\*実質成長率の推移



\* GDP：国内総生産（Gross Domestic Product）の略で、GDP成長率は、国内経済成長率を示す一般的な数字です

出所：IMF 2010年4月現在

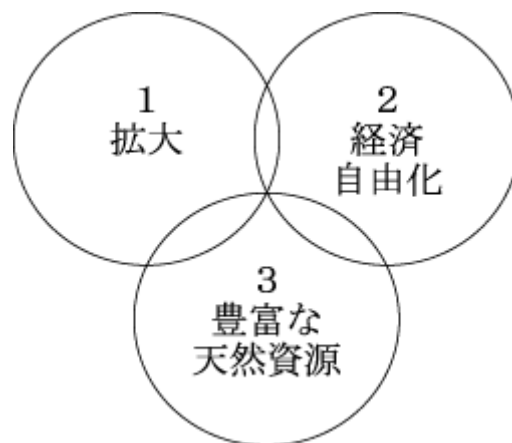
東欧・中欧：アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、マケドニア旧ユーゴスラビア、セルビア、トルコ

ユーロ諸国：オーストリア、ベルギー、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スロベニア

主要先進国：米国、英国、ドイツ、カナダ、フランス、イタリア、日本

上記の内容は過去のものであり、今後のGDP実質成長率を保証するものではありません。

### 新興ヨーロッパ諸国等の投資テーマ



#### 拡大

EU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。



## 経済自由化

社会主義時代に構築された経済発展の基盤となる社会インフラを備えています。更に、教育水準が相対的に高く、低水準の賃金で質の高い労働力が経済発展を牽引していくと考えます。

## 豊富な天然資源

ロシアは、天然ガス、石炭、石油などの様々な天然資源に恵まれた資源国です。世界人口の増加と中国、インドなどの新興国の発展により、今後もエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

## 2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド<sup>\*1</sup>」と「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド<sup>\*2</sup>」に投資します。

\*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券です。(以下「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」といいます。)

\*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」です。(以下「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」といいます。)

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)の投資比率を高位に保ちます。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。

## 3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### (2) 【ファンドの沿革】

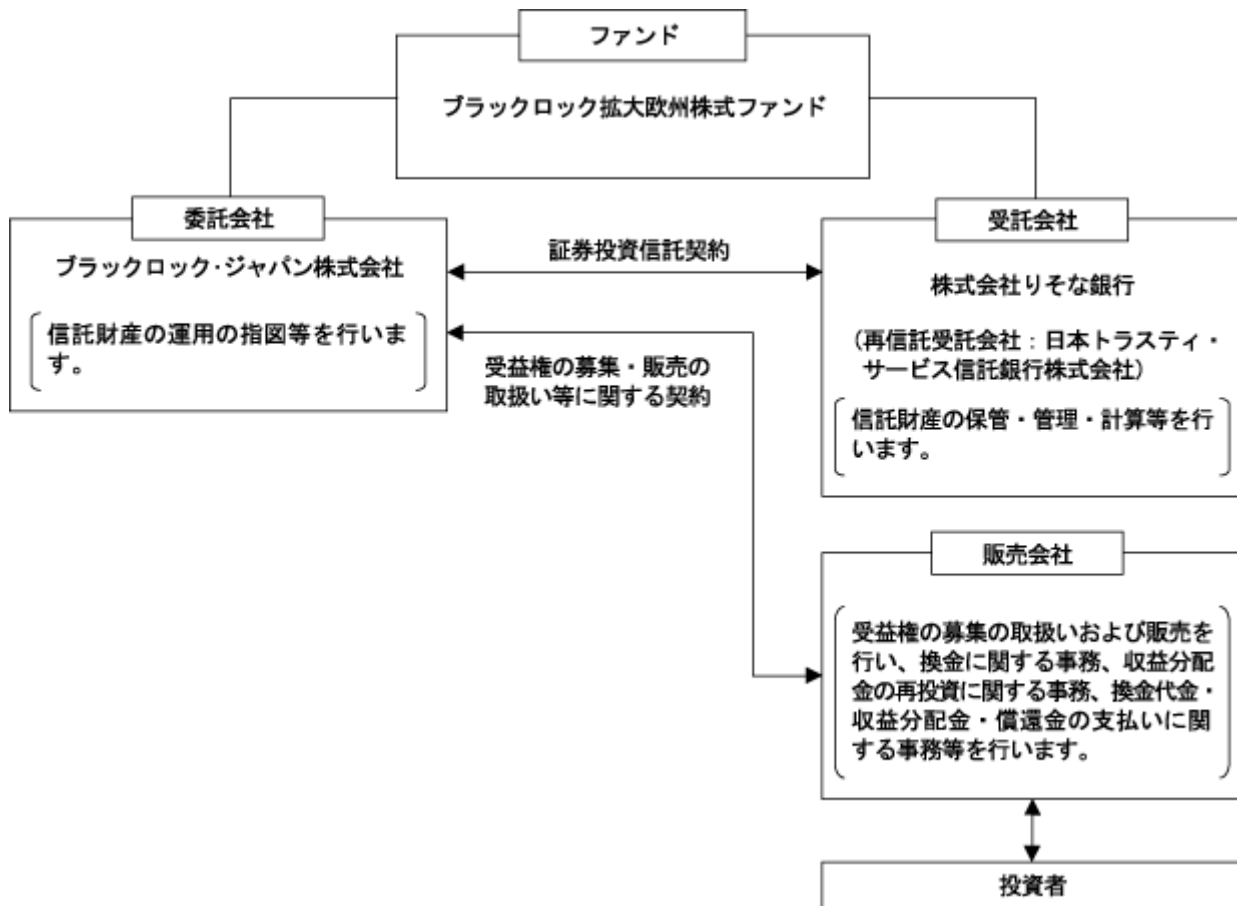
平成18年4月20日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ拡大欧州株式ファンド」から「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」に変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

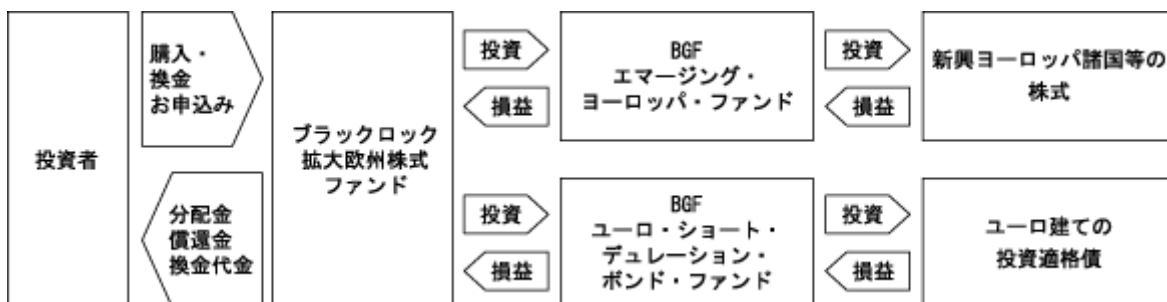
平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt;ファンド・オブ・ファンズの仕組み&gt;

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## &lt; 委託会社の概況 &gt;

平成22年10月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

## a . 資本金 485百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c . 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	9,238株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、新興ヨーロッパ諸国等の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興ヨーロッパ諸国等の株式を主要な投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、～のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

### (2)【投資対象】

#### a．投資対象とする資産の種類(約款第21条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

(a) 有価証券

(b) 金銭債権

(c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

#### b．投資対象とする有価証券(約款第22条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等(株式、社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(d)の証券および(f)の証券および証書のうち(a)から(d)の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債((d)、(f)の証券および証書のうち(d)の性質を有するものを除く)にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとし、

c. 投資対象とする金融商品(約款第22条第2項)

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用の指図をすることができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 投資対象ファンドの概要

投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

## (a) B G F エマージング・ヨーロッパ・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の70%以上を新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
設定日	1995年12月29日
存続期間	無期限
主な投資対象	新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。</li> </ul>
管理報酬	ありません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

## (b) B G F ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70%以上をデュレーションが5年未満のユーロ建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは3年程度とします。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	1999年1月4日
存続期間	無期限
主な投資対象	主としてユーロ建ての投資適格債を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。</li> </ul>
管理報酬	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

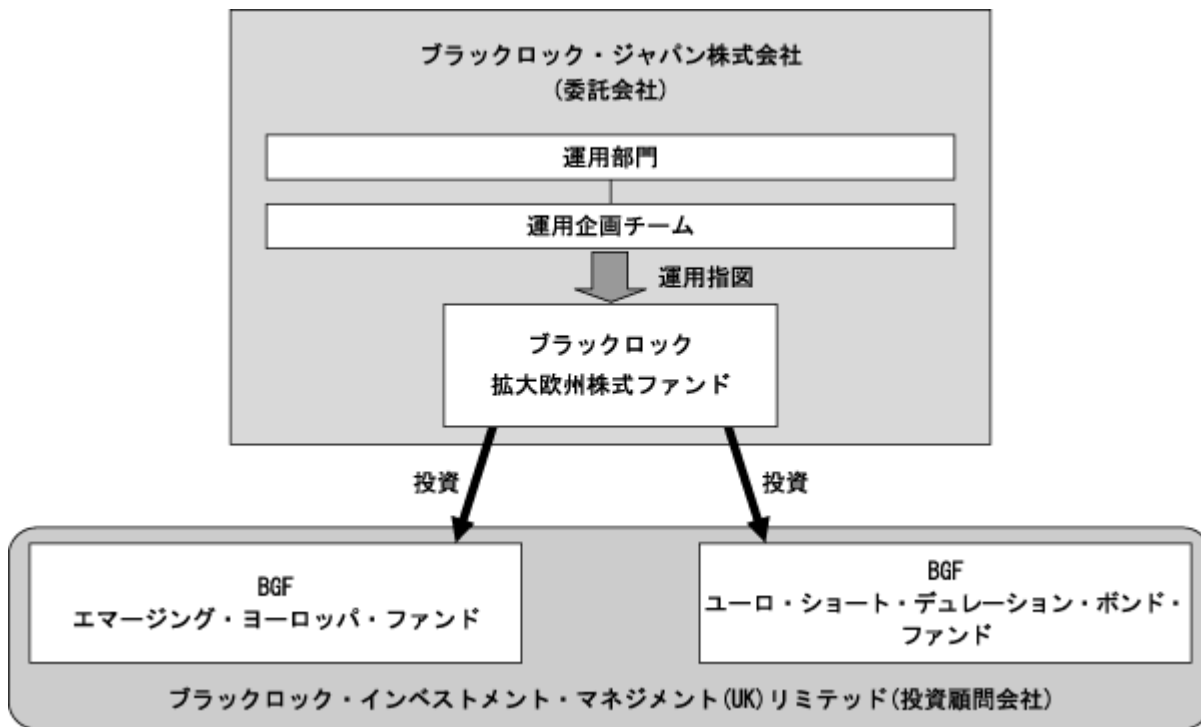
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

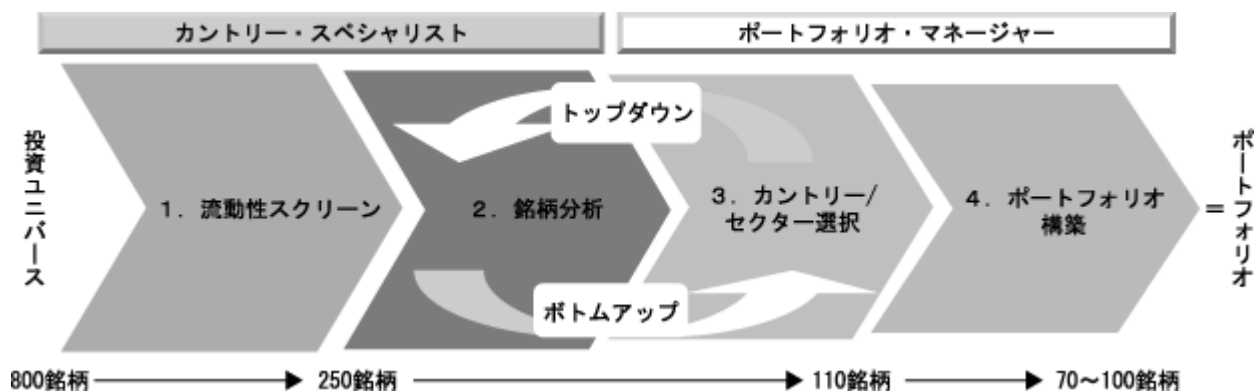
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、運用企画チーム（当ファンド担当：3名程度）が担当いたします。



運用体制は、変更となる場合があります。

<参考：主要投資対象ファンドの運用プロセス>



主要投資対象ファンドの運用プロセスは、変更となる場合があります。



## ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.45兆ドル<sup>\*</sup>(約288兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2010年9月末現在。(円換算レートは1ドル=83.54円を使用)

### (4)【分配方針】

#### 収益分配方針

年2回の毎決算時(4月1日および10月1日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

#### a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

#### b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

#### c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。))を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

#### 収益分配金の支払い

##### a. 支払時期と支払場所

###### (a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等においてお支払いします。

###### (b) 累積投資コースの場合

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約<sup>\*</sup>に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

##### b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )

b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )  
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )  
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

d. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )  
約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以内とします。

## e．受託会社の自己または利害関係人等との取引(約款第23条)

- (a) 受託会社は、投資者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託約款に定める資産への投資を、信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (b) (a)の取扱いは、「公社債の借入れ」、「外国為替予約の指図および範囲」、「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

## f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## g．公社債の借入れ(約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## h．外国為替予約の指図および範囲(約款第27条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

## i．資金の借入れ(約款第34条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用によりに生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、投資者は損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### 基準価額の変動要因

##### a．株価変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。したがって、新興ヨーロッパ諸国等の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて、組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．カンントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主としてエマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### e . デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ファンド運営上のリスク

##### a . 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

##### b . ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

##### c . 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

#### (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.10%(税抜2.00%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年1.029% (税抜0.98%)	年1.029% (税抜0.98%)	年0.042% (税抜0.04%)	年2.10% (税抜2.00%)

投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。



- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われま  
す。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の  
算出が行われる場合があります。
- d．投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除し  
た額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配金の  
課税について」を参照。）

#### 換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合  
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配  
金」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額  
の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、  
b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の  
額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除  
した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### 個人、法人の課税の取扱いについて

- a．個人の投資者に対する課税  
(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年  
1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、  
また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われま  
す。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日まで  
は10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税  
5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。

なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)になります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」

(1)【投資状況】(平成22年10月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	955,619,363	98.14
その他資産(負債控除後)		18,116,945	1.86
合計		973,736,308	100.00

(2)【投資資産】(平成22年10月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド	ルクセンブルグ	投資証券	79,196.50	11,474.96	908,776,592	11,941.16	945,698,426	97.12
2	BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	投資証券	6,266.00	1,583.30	9,920,936	1,583.30	9,920,936	1.02

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は投資証券の1口当たりの価額です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.14

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成22年10月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成18年10月2日)	1,628,926,932	(同左)	0.9478	(同左)
第2期(平成19年4月2日)	1,286,880,019	1,404,463,808	1.0944	1.1944
第3期(平成19年10月1日)	1,888,531,589	1,984,982,607	1.1748	1.2348
第4期(平成20年4月1日)	1,751,651,544	(同左)	0.9434	(同左)
第5期(平成20年10月1日)	1,203,057,928	(同左)	0.6536	(同左)
第6期(平成21年4月1日)	519,943,317	(同左)	0.3292	(同左)
第7期(平成21年10月1日)	1,066,626,655	(同左)	0.5481	(同左)
第8期(平成22年4月1日)	1,095,172,336	(同左)	0.6686	(同左)
第9期(平成22年10月1日)	989,844,932	(同左)	0.6066	(同左)
平成21年10月末現在	992,294,615		0.5814	
平成21年11月末現在	1,008,970,595		0.5498	
平成21年12月末現在	1,071,372,565		0.5999	
平成22年1月末現在	970,654,375		0.6089	
平成22年2月末現在	958,607,639		0.5627	
平成22年3月末現在	1,087,453,422		0.6639	
平成22年4月末現在	1,140,831,774		0.6797	
平成22年5月末現在	1,091,987,808		0.5759	
平成22年6月末現在	1,050,410,701		0.5471	
平成22年7月末現在	1,144,396,822		0.6057	
平成22年8月末現在	952,127,180		0.5579	
平成22年9月末現在	982,681,700		0.6022	
平成22年10月末現在	973,736,308		0.6221	

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	
第2期	0.1000
第3期	0.0600
第4期	
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	
第9期	

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	5.2
第2期	26.0
第3期	12.8
第4期	19.7
第5期	30.7
第6期	49.6
第7期	66.5
第8期	22.0
第9期	9.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,776,414,381	1,057,737,675	1,718,676,706
第2期	375,464,360	918,303,168	1,175,837,898
第3期	796,014,389	364,335,319	1,607,516,968
第4期	756,164,838	506,955,550	1,856,726,256
第5期	311,376,957	327,549,616	1,840,553,597
第6期	54,624,097	315,888,335	1,579,289,359
第7期	1,327,837,102	960,969,532	1,946,156,929
第8期	504,370,852	812,464,819	1,638,062,962
第9期	562,745,375	568,961,843	1,631,846,494

（参考情報）

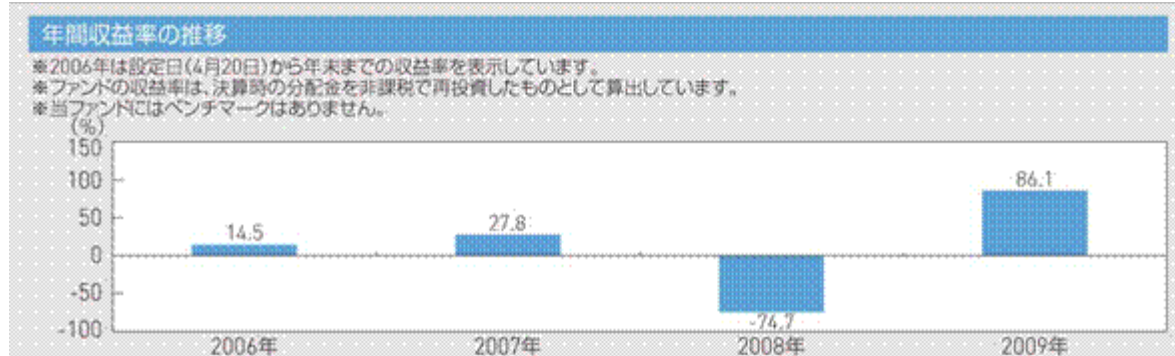
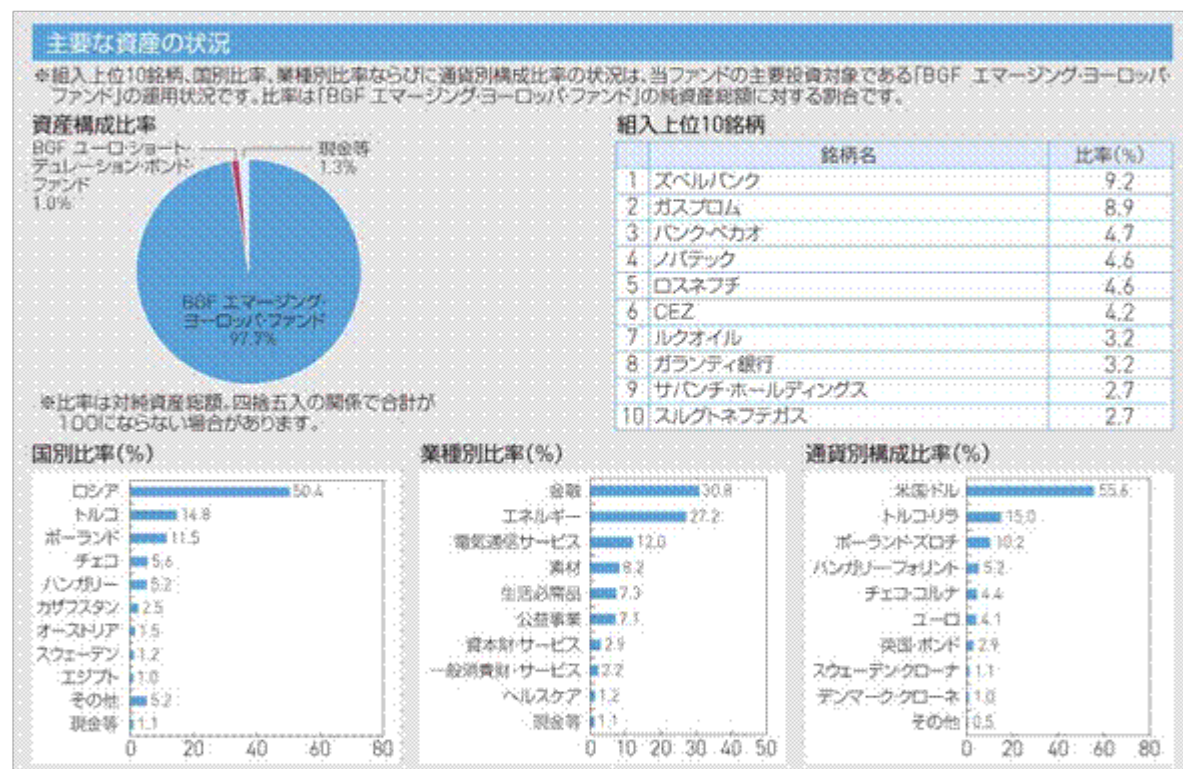
運用実績（2010年9月30日現在）



### 分配の推移

設定来累計		1,600円
第4期	2008年4月	0円
第5期	2008年10月	0円
第6期	2009年4月	0円
第7期	2009年10月	0円
第8期	2010年4月	0円

※分配金は税引前、1万口単位



運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。取り扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>



## (4) 購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (5) 購入単位

「一般コース」、「累積投資コース」の2つの方法があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

## (7) 購入時手数料

a．購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b．累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

## (8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

## (9) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。))を販売会社に支払うものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

### (2) 換金単位

1口以上1口単位

換金単位は各販売会社により異なることがありますので、販売会社にお問い合わせください。

### (3) 換金不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

### (5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

### (6) 換金代金のお支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「拡大欧州」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4) 【計算期間】

計算期間は4月2日から10月1日および10月2日から翌年4月1日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

## ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、換金されることにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

#### 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

## 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

## 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

#### <一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### <累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金のお支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

## (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## (5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成21年10月2日から平成22年4月1日まで)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、また、第9期計算期間(平成22年4月2日から平成22年10月1日まで)の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成22年4月1日現在)	第9期 (平成22年10月1日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	21,484,600	-
コール・ローン	23,167,431	10,189,846
投資証券	1,065,154,829	976,954,834
派生商品評価勘定	-	12,000
未収入金	-	17,103,000
その他未収収益	12,552	13,382
流動資産合計	1,109,819,412	1,004,273,062
資産合計	1,109,819,412	1,004,273,062
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,227,852	2,654,179
未払受託者報酬	217,464	224,223
未払委託者報酬	10,658,039	10,989,120
その他未払費用	543,721	560,608
流動負債合計	14,647,076	14,428,130
負債合計	14,647,076	14,428,130
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,638,062,962	1,631,846,494
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	542,890,626	642,001,562
（分配準備積立金）	24,983,497	17,977,771
純資産合計	1,095,172,336	989,844,932
負債純資産合計	1,109,819,412	1,004,273,062

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)	第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,261	9,874
有価証券売買等損益	266,858,798	22,814,408
為替差損益	28,754,368	110,584,255
その他収益	39,263	39,735
営業収益合計	238,149,954	87,720,238
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	217,464	224,223
委託者報酬	10,658,039	10,989,120
その他費用	729,859	667,029
営業費用合計	11,605,362	11,880,372
営業利益又は営業損失（ ）	226,544,592	99,600,610
経常利益又は経常損失（ ）	226,544,592	99,600,610
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,544,592	99,600,610
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	49,438,453	17,378,920
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	879,530,274	542,890,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	363,995,435	192,461,276
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	363,995,435	192,461,276
剰余金減少額又は欠損金増加額	204,461,926	209,350,522
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	204,461,926	209,350,522
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	542,890,626	642,001,562

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)	第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>	<p>投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p>
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 (平成22年4月1日現在)	第9期 (平成22年10月1日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,638,062,962口	1,631,846,494口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 542,890,626円	元本の欠損 642,001,562円
3 1口当たり純資産額	0.6686円	0.6066円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)	第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)
1 分配金の計算過程	第8期計算期末における、費用控除後の配当等収益(38,930円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(613,777,345円)、収益調整金(その他収益調整金)(160,945,003円)、分配準備積立金(24,944,567円)により、分配対象収益は185,928,500円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第9期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(82,221,690円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(662,221,181円)、収益調整金(その他収益調整金)(167,245,966円)、分配準備積立金(17,977,771円)により、分配対象収益は185,223,737円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
2 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

## (税効果会計に関する注記)

第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)	第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)
該当事項はありません。	同左

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

第 8 期 (自 平成21年10月 2 日 至 平成22年 4月 1 日)	第 9 期 (自 平成22年 4月 2 日 至 平成22年10月 1 日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「固定利付債及び変動利付債投資のリスク」、「オプション、先物、その他投資手法のリスク」等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。</p> <p>(2) 信用リスクの管理</p> <p>債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>同左</p> <p>(2) 信用リスクの管理</p> <p>ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。</p>

第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)	第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)
<p>(3) 取引先リスクの管理 リスク・クオンツ分析部は当社米国のリスク・クオンツ分析部カウンターパーティークレジットチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社米国のリスク・クオンツ分析部カウンターパーティークレジットチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>	<p>(3) 取引先リスクの管理 リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, IncのRQA Counterparty &amp; Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, IncのRQA Counterparty &amp; Concentration Riskチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

第8期 (平成22年4月1日現在)	第9期 (平成22年10月1日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 投資証券 同左  (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)	第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)
該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

第 8 期 (自 平成21年10月 2 日 至 平成22年 4 月 1 日)	第 9 期 (自 平成22年 4 月 2 日 至 平成22年10月 1 日)
該当事項はありません。	同左

## (その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第 8 期 (平成22年 4 月 1 日現在)	第 9 期 (平成22年10月 1 日現在)
期首元本額	1,946,156,929円	1,638,062,962円
期中追加設定元本額	504,370,852円	562,745,375円
期中一部解約元本額	812,464,819円	568,961,843円

## 2 有価証券関係

第 8 期(平成22年 4 月 1 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	214,610,745

第 9 期(平成22年10月 1 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	16,124,916



## 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第8期(平成22年4月1日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	第9期(平成22年10月1日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	17,113,500		17,101,500	12,000
	合計	17,113,500		17,101,500	12,000

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	投資口数	評価額	組入比率 (%)	備考
投資証券	ユーロ BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド	83,220.57	8,480,176.08		
投資証券	BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ ボンド・ファンド (邦貨換算)	6,266.00	88,099.96 (976,954,834)	100.0	
	ユーロ合計(2銘柄)	89,486.57	8,568,276.04		
	(邦貨換算合計)		(976,954,834)		
	合計(2銘柄)	89,486.57	976,954,834	100.0	

(注) 組入比率は、組入投資証券時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」(以下、両者を併せて「同ファンド」という。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2010年2月28日に終了する中間計算期間(2009年9月1日から2010年2月28日まで)に係る中間財務諸表であります。
- (2) 当該中間財務諸表は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2010年2月28日現在の中間財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務諸表に含まれる「投資明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査法人の監査を受けておりません。

[次へ](#)

## ブラックロック・グローバル・ファンズ

## 純資産計算書(無監査)

2010年2月28日現在

ファンド名	注記	エマージング・ ヨーロッパ・ ファンド (ユーロ)	ユーロ・ショー ト・デュレー ション・ボンド ・ファンド (ユーロ)
<b>資産</b>			
有価証券ポートフォリオ - 取得原価		1,845,270,376	1,873,620,960
未実現利益		182,605,952	29,813,667
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	2,027,876,328	1,903,434,627
銀行預金	2(a)	7,473,923	222,475,726
未収利息および未収配当金	2(a)	184,645	27,192,490
投資売却未収入金	2(a)	5,581,020	-
引受ファンド投資証券未収入金	2(a)	11,635,027	25,621,269
その他の資産	2(a, c)	79,905	142,912
<b>資産合計</b>		<b>2,052,830,848</b>	<b>2,178,867,024</b>
<b>負債</b>			
銀行に対する債務		1	4
未払収益分配金	2(a)	-	6,578
投資購入未払金	2(a)	27,475,915	30,868,663
償還ファンド投資証券未払金	2(a)	8,144,938	7,921,742
未実現損失：			
先物契約	2(c)	-	1,486,960
先物外国為替予約	2(c)	17,729	9,810,986
スワップの時価		-	1,956,285
その他の負債		4,045,024	1,986,585
<b>負債合計</b>		<b>39,683,607</b>	<b>54,037,803</b>
<b>純資産合計</b>		<b>2,013,147,241</b>	<b>2,124,829,221</b>

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

## ブラックロック・グローバル・ファンズ

## 損益および純資産変動計算書(無監査)

2009年9月1日から2010年2月28日までの期間

ファンド名	注記	エマージング・ ヨーロッパ・ ファンド (ユーロ)	ユーロ・ショート ・デュレーション ・ボンド・ ファンド (ユーロ)
期首純資産		1,599,265,741	753,853,262
収益			
銀行利息		46,431	76,218
債券利息		-	19,194,600
スワップ利息		-	178,079
配当金		4,322,249	-
有価証券貸付		848,955	-
収益合計	2(b)	5,217,635	19,448,897
費用			
銀行利息		15,038	7,146
スワップ利息		-	90,102
管理報酬	5	2,322,694	532,885
保管および預託報酬	6	1,993,073	115,528
販売報酬	4	546,729	2,175,213
ルクセンブルグ年次税	7	504,062	419,739
投資運用報酬	4	16,583,617	4,643,756
控除：管理報酬補助金	5	(693,346)	(674,384)
費用合計		21,271,867	7,309,985
投資純利益/(損失)		(16,054,232)	12,138,912
実現利益/(損失)純額：			
投資	2(a)	187,297,525	12,086,482
先物契約	2(c)	884,860	(1,978,345)
オプション契約	2(c)	(8)	(381,153)
スワップ取引	2(c)	-	(1,309,966)
先物外国為替予約	2(e)	3,403,758	8,442,970
その他の取引に係る外国通貨		(3,735,762)	399,197
当期実現利益純額		187,850,373	17,259,185
未実現利益/(損失)の純変動額：			
投資	2(a)	186,920,810	12,998,257
先物契約	2(c)	(993,430)	(788,838)
スワップ取引	2(c)	-	(947,282)
先物外国為替予約	2(e)	(1,204,344)	(11,551,877)
その他の取引に係る外国通貨		403,469	651,691
当期末実現利益の純変動額		185,126,505	361,951
営業による純資産の増加		356,922,646	29,760,048
投資証券資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		836,751,940	1,853,659,167
投資証券買戻しによる正味支払額		(779,793,086)	(512,405,126)
投資証券資本の変動による純資産の増加		56,958,854	1,341,254,041
支払分配金	13	-	(38,174)
平準勘定		-	44
期末純資産		2,013,147,241	2,124,829,221

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ  
発行済投資証券口数変動計算書(無監査)

2010年2月28日現在

	期首発行済投資 証券口数	発行投資 証券口数	買戻し投資 証券口数	期末発行済投資 証券口数
<b>エマージング・ヨーロッパ・ファンド</b>				
クラスA 毎年分配型投資証券	221	1,477	639	1,059
クラスA 無分配型投資証券	20,979,968	10,706,935	10,046,899	21,640,004
クラスA 英国販売会社ステータス投資証券	37,613	76,040	10,695	102,958
クラスB 無分配型投資証券	206,111	28,479	29,639	204,951
クラスC 無分配型投資証券	295,231	99,674	65,240	329,665
クラスD 無分配型投資証券	317,565	129,221	186,645	260,141
クラスE 無分配型投資証券	1,912,103	738,566	757,608	1,893,061
クラスJ 無分配型投資証券	101,771	28,371	41,247	88,895
クラスQ 無分配型投資証券	8,746	-	1,595	7,151
クラスX 無分配型投資証券	50	133,275	24,612	108,713
<b>ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド ・ファンド</b>				
クラスA 毎日分配型投資証券	242,434	139,946	56,420	325,960
クラスA 毎月分配型投資証券	95,688	8,384	61,196	42,876
クラスA 無分配型投資証券	11,657,170	41,739,849	8,254,381	45,142,638
クラスA 英ボンド建ヘッジを使用した英国販 売会社ステータス投資証券	-	2,060,314	12,980	2,047,334
クラスA 米ドル建ヘッジを使用した無分配型 投資証券	-	19,011	-	19,011
クラスB 毎日分配型投資証券	60,067	2,373	3,844	58,596
クラスB 無分配型投資証券	506,910	58,544	298,185	267,269
クラスC 毎日分配型投資証券	167,246	27,055	7,635	186,666
クラスC 無分配型投資証券	3,636,379	14,111,375	2,917,161	14,830,593
クラスD 無分配型投資証券	9,864,365	21,564,429	12,184,599	19,244,195
クラスE 無分配型投資証券	23,985,969	57,436,013	16,709,634	64,712,348
クラスI 分配型投資証券	-	1,123,982	-	1,123,982
クラスX 無分配型投資証券	6,622,517	2,913,328	-	9,535,845

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

## ブラックロック・グローバル・ファンズ

## エマージング・ヨーロッパ・ファンド

## 投資明細表(無監査)

2010年2月28日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券			
保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ファンド			
	英国		
2,434,500	Eastern European Trust Plc	6,682,713	0.33
87,430,383	Institutional Cash Series Institutional Liquidity Fund	87,430,383	4.34
615,000	Ukraine Opportunity Trust Plc	973,143	0.05
ファンド合計		95,086,239	4.72
普通株式 / 優先株式およびワラント			
	バミューダ諸島		
1,178,367	Central European Media Enterprises Ltd 'A'	22,808,630	1.13
	キプロス		
11,497,850	AFI Development Plc GDR	16,501,147	0.82
	チェコ共和国		
2,803,719	CEZ AS*	94,102,185	4.67
527,904	Telefonica O2 Czech Republic AS	9,053,270	0.45
		103,155,455	5.12
	デンマーク		
584,693	Carlsberg A/S	33,167,242	1.65
	ハンガリー		
4,656,957	Magyar Telekom Telecommunications Plc	12,345,645	0.61
310,767	MOL Hungarian Oil and Gas*	20,077,665	1.00
5,370,876	OTP Bank Plc*	107,334,520	5.33
		139,757,830	6.94
	ルクセンブルグ		
883,373	Evraz Group SA GDR*	20,778,480	1.03
	オランダ		
600,974	X5 Retail Group NV GDR	14,109,423	0.70
	ポーランド		
776,681	Bank Pekao SA	30,485,355	1.51
3,376,164	Dom Maklerski IDMSA	1,679,915	0.08

(続く)

## 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
4,510,229	Globe Trade Centre SA	23,171,124	1.15
7,244,348	Polski Koncern Naftowy Orlen SA*	58,827,155	2.93
5,058,084	Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski SA	46,707,840	2.33
9,106,331	Telekomunikacja Polska SA	35,421,073	1.76
		196,292,462	9.76
	ロシア連邦		
11,827,686	Gazprom OAO ADR	192,551,890	9.57
172,517,708	IDGC Holding JSC	17,775,613	0.88
2,801,696	Lukoil OAO ADR	108,047,613	5.36
1,442,135	Mechel ADR	23,859,707	1.19
257,949	MMC Norilsk Nickel	28,191,824	1.40
2,951,781	MMC Norilsk Nickel ADR	32,629,990	1.62
1,923,035	Mobile Telesystems OJSC ADR	72,421,161	3.60
1,686,170	NovaTek OAO GDR	78,926,229	3.92
17,758,679	Rosneft Oil Co GDR*	100,377,125	4.99
22,028,963	RusHydro ADR	70,201,247	3.49
90,357,088	Sberbank of Russian Federation	166,251,324	8.26
3,356,172	Severstal GDR*	29,615,991	1.47
987,201	Sistema JSFC GDR	18,490,823	0.92
10,229,548	Surgutneftegaz ADR	54,657,938	2.71
36,629,500	Surgutneftegaz (Pref)	12,778,274	0.63
2,177,585	Tatneft ADR*	48,544,191	2.41
1,480,246	Uralkali GDR	22,877,895	1.14
1,562,763	Vimpel-Communications ADR	21,243,345	1.06
20,680,557	VTB Bank OJSC GDR*	73,514,370	3.65
		1,172,956,550	58.27
	トルコ		
120,435	Enka Insaat ve Sanayi AS	341,035	0.02
11,802,556	Haci Omer Sabanci Holding AS	32,297,788	1.60
1,547,360	Koza Altin Isletmeleri AS	24,669,765	1.23
9,058,707	Tekfen Holding AS	21,340,287	1.06
4,088,283	Turk Telekomunikasyon AS	9,417,056	0.47
5,283,512	Turkcell Iletisim Hizmet AS*	22,504,771	1.12
15,666,477	Turkiye Is Bankasi AS	31,142,373	1.54
1	Turkiye Sinai Kalkinma Bankasi AS	1	0.00
18,903,223	Yapi ve Kredi Bankasi AS	29,327,991	1.46
		171,041,067	8.50
	英国		
119,878	Petropavlovsk Plc	1,259,357	0.06

(続く)



## 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
123,000	UkraineOpportunityTrustPlc (Wts30/4/2012)	11,316	0.00
		1,270,673	0.06
	米国		
1,684,081	CentralEuropeanDistributionCorp	40,951,130	2.03
	普通株式 / 優先株式およびワラント合計	1,932,790,089	96.01
	公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券合計	2,027,876,328	100.73
	ポートフォリオ合計	2,027,876,328	100.73
	その他の純負債	(14,729,087)	(0.73)
	純資産合計(ユーロ)	2,013,147,241	100.00

(\*) 貸付有価証券。詳細は注記11を参照。

## 未決済の先物外国為替予約取引

2010年2月28日現在

買建	売建	受渡日	未実現損失 (ユーロ)
コア・ファンド			
USD 2,229,813	EUR 1,644,163	1/3/2010	(3,076)
USD 13,258	EUR 9,774	2/3/2010	(17)
USD 959,393	EUR 707,673	3/3/2010	(1,583)
USD 2,334,365	EUR 1,731,096	4/3/2010	(13,053)
	未実現損失純額		(17,729)

注：当該取引により生じた未実現損失純額は、純資産計算書に含まれている(注記2 c 参照)。

## セクター別内訳

2010年2月28日現在

	純資産比率 (%)
エネルギー	33.52
金融	27.73
通信サービス	9.99
材料	9.14
ユーティリティー	9.04
投資ファンド	4.72
生活必需品	4.38
一般消費財	1.13
工業	1.08
その他の純負債	(0.73)
	100.00

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

## ブラックロック・グローバル・ファンズ

## 財務書類に対する注記

## 1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「当社」という。)は、オープン・エンド型の投資法人(変動資本を有する会社型投資信託またはS I C A V)であり、2002年12月20日付ルクセンブルグ法第1部(以下「2002年法」という。)に基づき設立された。

2010年2月28日現在、当社は60のファンドの投資証券の募集を行っている。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールであり、それぞれ個別の投資証券により表象され、各投資証券クラスに以下のとおり分類されている。

## 投資証券クラス

2010年2月28日現在、当社は以下の投資証券の募集を行っている。

## クラスA

クラスA 毎日分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスA 毎月分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券

クラスA 毎四半期分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA 無分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA スイス・フラン建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 豪ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA ポーランド・ズウォティ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 英国販売会社ステータス投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券

クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券

クラスA 香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスA 香港ドル建毎四半期分配型投資証券

## クラスB

クラスB 毎日分配型投資証券

クラスB ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスB 毎四半期分配型投資証券

クラスB ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスB 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスB 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスB 無分配型投資証券

クラスB ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

### クラスC

クラスC毎日分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスC毎月分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券

クラスC毎四半期分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスCシンガポール・ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC無分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスCシンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

### クラスD

クラスD英国販売会社ステータス投資証券

クラスD無分配型投資証券

クラスDユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスD英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

### クラスE

クラスEユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスE無分配型投資証券

クラスEユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスE英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

### クラスI

クラスI無分配型投資証券\*

クラスIユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券\*

### クラスJ

クラスJ毎月分配型投資証券\*

クラスJ無分配型投資証券\*

### クラスQ

クラスQ毎日分配型投資証券\*\*

クラスQユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券\*\*

クラスQ無分配型投資証券\*\*

クラスQユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券\*\*

クラスQ英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券\*\*

## クラスX

クラスX分配型投資証券\*

クラスX豪ドル建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券\*

クラスX毎月分配型投資証券\*

クラスX無分配型投資証券\*

クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券\*

クラスXスイス・フラン建ヘッジを使用した無分配型投資証券\*

クラスX英債券建ヘッジを使用した無分配型投資証券\*

クラスX英国販売会社ステータス投資証券\*

クラスX英債券建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券\*

\* 機関投資家が購入可能

\*\* ブラックロック・グループ内の企業が出資するその他のファンドの投資証券を過去に保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当該証券はすでに募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および費用発生等の仕組みはそれぞれ異なり、これについては当社の目論見書において詳述されている。

## インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズのインディア・ファンドは、その投資目標および投資方針に準拠して、当社の完全子会社であるブラックロック・インディア・エクイティーズ・ファンド(モーリシャス)リミテッド(以下「同子会社」という。)のみを通じて実質的にすべての純資産をインドに投資している。

同子会社のすべての資産および負債、収益および費用は当社の純資産計算書および損益計算書において連結されている。同子会社が保有するすべての投資は、当社の財務書類において開示されている。

同子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャスの法律に基づき2004年9月1日に設立された。現在、同子会社は、インド/モーリシャスの二重課税防止条約の税額控除による恩恵を受けている。これは将来において変更されない保証はない。

## ファンドの設定

2009年9月18日付で、米ドル建のアジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンドが設定された。

2010年2月9日付で、米ドル建の世界・アグリカルチャー・ファンドが設定された。

## ファンドの統合

2009年10月2日付で、USスモールキャップ・バリュース・ファンドはUSスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドに統合された。

2009年10月9日付で、USフォーカスト・バリュース・ファンドはUSベーシック・バリュース・ファンドに統合された。

## 投資証券クラスの設定

以下に開示する日付は設定日であるが、当該クラスはその後終了した可能性もある。

発効日	種類	ファンド
2009年9月1日	クラスD無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・インデックス・リンクド・ボンド・ファンド
2009年9月1日	クラスA英国販売会社ステータス投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年9月8日	クラスDユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・インデックス・リンクド・ボンド・ファンド

2009年9月17日	クラスEユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・インデックス・リンクド・ボンド・ファンド
2009年9月18日	クラスA無分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスA毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスAシンガポール・ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスA香港ドル建毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスC毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスCシンガポール・ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年10月6日	クラスX英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・スモールキャップ・ファンド
2009年10月26日	クラスA英ポンド建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	アジア・ドラゴン・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	エマージング・マーケッツ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	ヨーロッパ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	ヨーロッパ・グロース・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	ヨーロッパ・オポチュニティーズ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	USダラー・リザーブ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	USグロース・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配型投資証券	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	アジア・ドラゴン・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	ヨーロッパ・バリュース・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	アジア・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	アジア・バリュース・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	USベーシック・バリュース・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	USフレキシブル・エクイティ・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国販売会社ステータス投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2009年11月24日	クラスI無分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年11月24日	クラスX無分配型投資証券	ユナイテッド・キングダム・ファンド
2009年12月14日	クラスD無分配型投資証券	ストラテジック・アロケーション・ファンド (ユーロ建)

2009年12月14日	クラスIユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年12月18日	クラスEユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年12月18日	クラスI無分配型投資証券	チャイナ・ファンド
2010年1月18日	クラスA分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年1月21日	クラスA米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年1月22日	クラスA豪ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド
2010年2月5日	クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ワールド・エネルギー・ファンド
2010年2月5日	クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年2月9日	クラスA香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスA無分配型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスC無分配型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスAユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスAシンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月23日	クラスAポーランド・ズウォティ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年2月25日	クラスAポーランド・ズウォティ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド

## 2. 重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係当局が規定した様式および規則に準拠して作成され、また、以下の重要な会計方針を含んでいる。

### (a) 投資およびその他の資産の評価

当社の投資およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券は、評価日現在において入手可能な直近の実勢価格に基づいて評価される。有価証券が複数の証券取引所で上場または複数の市場で取引されている場合、入手可能な直近の価格、または適宜、主要な証券取引所または市場における平均価格が適用されることがある。
- 非上場有価証券または証券取引所もしくはその他の規制市場で売買もしくは取引されていない有価証券(クローズド・エンド型の投資ファンドの有価証券を含む。)、および評価額が入手不可能な当該その他の市場における上場・非上場有価証券、またはファンドの取締役会が相場価格は公正市場価値を表していないと考える有価証券について、これらの時価は実現可能な売却価格に基づきファンドの取締役会により慎重かつ誠実に決定されるものとする。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店であるブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCの指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。

- ・流動性のある資産および短期金融資産は、名目価額に発生利息を加えた金額が、償却原価に基づいて評価される。
- ・現金、短期金融市場預金、要求払手形およびその他の債務は、名目金額が入手可能と考えられる場合には名目金額で評価される。
- ・主として未収利息および未収配当金、投資売却未収入金、引受ファンド投資証券未収入金、リストラクチャリング費用を含む資産は、名目価額で評価される。
- ・主として未払収益分配金、投資購入未払金、未払ファンド投資証券償還金を含む負債は、名目価額で評価される。
- ・ポートフォリオにおける永久債の銘柄欄に含まれている日付は、当該債券の期限前償還可能日(満期日ではない。)を示している。  
銘柄欄に開示されている金利は期間末日に適用される金利であり、これらの債券は変動利付であるため情報提供のみを目的としている。

(b) 投資からの収益

当社は以下の方法で投資からの収益を認識している。

- ・利息収益は日次ベースで発生する。これにはプレミアムの償却および割引の増価が含まれる。
- ・銀行利息および短期金融市場預金収益は発生ベースで認識する。
- ・受取配当金は配当落ち日に計上する。
- ・有価証券貸付収益は月次ベースで発生する。

(c) 金融商品

当期間において、当社は多数の先物外国為替予約および先物契約を締結している。未決済の先物外国為替予約および先物契約は、期末日に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額/不足額および決済済未清算の契約は未実現利益/損失に計上され、純資産計算書の資産または負債に適宜含まれる。

当社はカバード・コール・オプションおよびプット・オプションを売建て、コール・オプションおよびプット・オプションを買建てることができる。当社がオプションを売建ておよび買建てる場合には、当社が受け取るまたは支払うプレミアムと同等の金額が負債または資産として反映される。売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、その後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。この方法は売建オプションの見積予想価額を最も良く反映するため、取締役会は、売建オプションを最終取引価格ではなく仲値に基づき評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取(支払)プレミアムが売却有価証券の基準額から控除(に加算)される。オプションが失効する場合(または当社が決済取引を行った場合)、当社はオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ(もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ)実現させる。

当社は1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、一連のプレミアムがプロテクションの売り手に支払われ、その見返りとして信用事象(契約において事前に定義される)が生じた際の偶発的支払を受け取る。スワップは、可能な場合、第三者の価格決定機関から入手され、かつ、実際の値付け業者に対して照合された日々の価格に基づき時価評価される。このような相場が入手できない場合、スワップは、値付け業者による日々の相場に基づき価格が決定される。いずれの場合も、相場の変動は損益および純資産変動計算書に未実現損益として計上される。スワップの満期または終了時における実現損益は、損益および純資産変動計算書に計上される。

有価証券買戻し(または売戻し)取引は、原証券によって保証された貸付(または借入れ)取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者(譲受人)に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2010年2月28日現在、未決済の有価証券買戻し(または売戻し)はない。

## (d) 外貨換算

各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産の時価は、2010年2月26日のルクセンブルグ時間の各ファンドの評価時点における為替レートで換算されている。

## (e) 合計連結数値

当社の連結数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の為替レートは、2010年2月26日のルクセンブルグ時間の各ファンドの評価時点における以下のレートである。

	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.7360	0.6592	89.025	1.0774

損益および純資産変動計算書の為替レートは、以下の期中平均レートが使用されている。

	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.6914	0.618	90.45	1.0352

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

## (f) 為替レート

以下の為替レートは、2010年2月26日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産ならびにその他の負債の換算に使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン
U A E ディルハム	0.1795	0.2723	0.2004	24.2393	0.2934
アルゼンチン・ペソ	0.1707	0.2590	0.1906	23.0559	0.2790
豪ドル	0.5876	0.8914	0.6560	79.3525	0.9604
ブラジル・レアル	0.3630	0.5507	0.4053	49.0224	0.5933
カナダ・ドル	0.6234	0.9456	0.6959	84.1803	1.0188
スイス・フラン	0.6119	0.9281	0.6831	82.6274	1.0000
チリ・ペソ	0.0012	0.0019	0.0014	0.1686	0.0020
中国人民幣元	0.0966	0.1465	0.1078	13.0421	0.1578
コロンビア・ペソ	0.0003	0.0005	0.0004	0.0460	0.0006
チェコ・コルナ	0.0345	0.0523	0.0385	4.6585	0.0564
デンマーク・クローネ	0.1203	0.1826	0.1344	16.2522	0.1967
エジプト・ポンド	0.1201	0.1821	0.1341	16.2158	0.1963
ユーロ	0.8957	1.3587	1.0000	120.9621	1.4639
英ポンド	1.0000	1.5169	1.1164	135.0421	1.6344
香港ドル	0.0849	0.1288	0.0948	11.4683	0.1388
ハンガリー・フォリント	0.0033	0.0050	0.0037	0.4485	0.0054
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0095	0.0001
イスラエル・新シェケル	0.1741	0.2641	0.1944	23.5128	0.2846
インド・ルピー	0.0143	0.0217	0.0160	1.9309	0.0234
アイスランド・クローナ	0.0051	0.0078	0.0057	0.6916	0.0084
日本円	0.0074	0.0112	0.0083	1.0000	0.0121
韓国ウォン	0.0006	0.0009	0.0006	0.0768	0.0009
クウェート・ディナール	2.2852	3.4664	2.5512	308.5970	3.7348



モロッコ・ディルハム	0.0799	0.1212	0.0892	10.7908	0.1306
メキシコ・ペソ	0.0515	0.0781	0.0575	6.9543	0.0842
マレーシア・リンギット	0.1936	0.2936	0.2161	26.1416	0.3164
ノルウェー・クローネ	0.1112	0.1687	0.1241	15.0147	0.1817
ニュージーランド・ドル	0.4581	0.6949	0.5115	61.8679	0.7488
ペルー・新ソル	0.2316	0.3513	0.2586	31.2753	0.3785
フィリピン・ペソ	0.0143	0.0217	0.0160	1.9301	0.0234
パキスタン・ルピー	0.0078	0.0118	0.0087	1.0478	0.0127
ポーランド・ズウォティ	0.2262	0.3432	0.2526	30.5525	0.3698
カタール・リアル	0.1812	0.2749	0.2023	24.4743	0.2962
ルーマニア・レイ	0.2180	0.3307	0.2434	29.4376	0.3563
ロシア・ルーブル	0.0220	0.0334	0.0246	2.9705	0.0360
サウジアラビア・リアル	0.1758	0.2667	0.1963	23.7397	0.2873
スウェーデン・クローナ	0.0921	0.1398	0.1029	12.4440	0.1506
シンガポール・ドル	0.4690	0.7114	0.5235	63.3287	0.7664
スロバキア・コルナ	0.0297	0.0451	0.0332	4.0151	0.0486
タイ・バーツ	0.0199	0.0302	0.0223	2.6924	0.0326
新トルコ・リラ	0.4263	0.6466	0.4759	57.5676	0.6967
新台湾ドル	0.0206	0.0312	0.0229	2.7757	0.0336
米ドル	0.6592	1.0000	0.7360	89.0250	1.0774
ベネズエラ・ボリバル・フエルテ	0.1535	0.2328	0.1714	20.7293	0.2509
ベトナム・ドン	0.0000	0.0001	0.0000	0.0047	0.0001
南アフリカ・ランド	0.0857	0.1299	0.0956	11.5664	0.1400

## (g) 収益平準化

当社は、ファンド内で発生し各投資証券に帰属する純利益の水準が、会計期間中の当該投資証券の発行、転換または償還による影響を受けないようにする目的で収益平準化措置を実施している。収益平準化措置を実施しているファンドの一覧表および毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券の日々の価格に含まれる収益の構成要素は、要求に応じて当社の登録事務所からまたは[www.blackrock.com](http://www.blackrock.com)にて入手可能である。

### 3. 管理会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーが当社の管理会社に任命されている。管理会社は、2002年12月20日付ルクセンブルグ法第13章に従って、ファンド管理会社としての権限を付与されている。

2009年8月1日付で、当社は管理会社と管理会社契約(改訂後)を締結している。当該契約に基づき、管理会社は当社の日々の運用管理を委託されており、当社の投資運用、管理およびファンドのマーケティングに関するすべての経営機能を、直接遂行するか、もしくは委任している。

管理会社は、当社との契約により、機能の一部を委任することを決定している(詳細は目論見書に記載されている)。

管理会社の取締役は、グラハム・バンピン(Graham Bamping)、フランク P.ル・ファーブル(Frank P. Le Feuvre)およびジェフリー・ラドクリフ(Geoffrey Radcliffe)である。ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーはブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、金融監督庁の監督下にある。

### 4. 投資運用および販売報酬

当期間において、当社は投資運用報酬を管理会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーに支払った。

当社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドに応じて0.40%から2.00%の間であり、一部のクラスD投資証券、クラスI投資証券およびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。これらの報酬は、関連ファンドの純資産額に基づき日次で発生し、月次で支払われる。投資運用会社は、投資顧問の報酬を含む一定の費用および報酬を投資運用報酬から支払う。クラスJ投資証券およびクラスX投資証券は投資運用報酬を課さない。

当期間において、当社は主要販売会社であったブラックロック(チャネル諸島)リミテッドに販売報酬を支払った。

主要販売会社は、最新の目論見書の附表Cの第22パラグラフに記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を払い戻すことができる。当該払い戻しは、注記5に記載の通り、管理報酬補助金に含まれている。

主要販売会社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、年間販売報酬を受け取る。これらの報酬は、関連ファンドの純資産額(適切な場合には、附表Bの第17(c)パラグラフに記載されているとおり、関連ファンドの純資産額の調整を反映する。)に基づき日次で発生し、月次で支払われる。

2010年2月28日現在支払期日が到来している投資運用報酬および販売報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

### 5. 管理報酬

当社は年率0.25%を上限として管理報酬を支払っている。この報酬は、0.25%を上限として取締役会と管理会社間で合意された率で発生し、両者の裁量により通知することなく適宜修正される。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	バランス型 / 複合資産			
	株式ファンド	債券ファンド	ファンド	現金 / 短期ファンド
A, B, C, D, E, Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%*
I, J, X	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%

クラスI、クラスJおよびクラスX投資証券に対する投資は、2002年12月20日付法律第129条の意義の範囲内で機関投資家に制限される。

\* ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(0.15%)を除く。

管理報酬は、関連するクラスの純資産額に基づき日次で発生し、月次で支払われる。この報酬は、従来ファンド計理報酬、名義書換事務代行報酬およびその他の費用(すなわち、税金、法律、監査その他の専門家報酬ならびに取締役報酬、投資家サービス・センターおよび国際管理サービス報酬などの現在ブラックロックが当社に課しているすべての報酬および払戻費用)と呼ばれていた報酬に関連して当社に課されている第三者のすべての固定および変動費用に適用されるものである。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度に実施した職務の対価として、報酬30,000ユーロ(税金控除後)を受け取る。

管理報酬は、租税効率を理由として保管報酬を除いている。特定の管轄地に適用される税金も管理報酬から除かれている(注記7を参照)。

当期間において、以下のファンドが管理報酬補助金の支払対象になった。

エマージング・ヨーロッパ・ファンド	ストラテジック・アロケーション・ファンド (米ドル建)
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	USダラー・コア・ボンド・ファンド
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ ファンド	USダラー・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ ファンド	USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ ファンド
ヨーロッパ・オポチュニティーズ・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・ オポチュニティーズ・ファンド	ワールド・テクノロジー・ファンド
ストラテジック・アロケーション・ファンド (ユーロ建)	

管理報酬補助金は、損益および純資産変動計算書に独立して開示されている。

2010年2月28日現在支払期日が到来している管理報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

#### 6. 保管および預託報酬

当期間における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・インターナショナル・リミテッド、ルクセンブルグ支店である。保管銀行は有価証券の時価に基づき年間報酬を受け取る。当該報酬は日次で発生し、取引報酬が加算される。年間保管預託報酬は年率0.005%から0.441%の範囲であり、取引報酬は1取引当たり8.80米ドルから196米ドルの範囲である。これらの報酬の割合は投資する国によって異なり、資産クラスによって異なる場合もある。債券および先進国の株式市場に対する投資はこれらの範囲の下限に近くなるが、一方、新興または発展途上の市場においては上限に近くなるものもある。したがって、各ファンドの保管費用は常に資産配分に左右される。

2010年2月28日現在支払期日が到来している保管および預託報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

## 7. 年次税

### ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産額の年率0.05%(リザーブ・ファンドならびにすべてのクラスI、クラスJおよびクラスX投資証券の場合には年率0.01%)で計算された年次税を支払うことが要求されている。

### ベルギー

当社は、金融取引および金融市場に関連する2004年7月20日付法第130条に従い、ベルギーの銀行金融委員会に登録されている。ベルギーでの公開販売用に登録されたファンドは、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売されたユニットの前年12月31日現在における純資産額の年率0.08%の年次税が課される。

### 英国

#### 販売会社ステータス

2010年8月31日(同日を含む。)までに終了する年度に関して、取締役会は、各会計期間について、英国における英国販売会社ステータス英ポンド建クラスA投資証券を、英国の税務目的上、「分配型ファンド」として認定するよう申請する方針である(ただし、認定は適宜、他の通貨建である他の投資証券クラスについて申請される場合がある。)。しかし、このような認定を得られる保証はない。2010年9月1日に開始する年度に関して、同ファンドは、新しい「報告型ファンド」制度を選択すると見込まれている。取締役は現在、2010年9月1日現在において英国販売会社ステータスを有する投資証券クラスに関して「報告型ファンド」ステータスを申請する予定である。取締役はまた、英国販売会社ステータスを現在有していない投資証券クラスに関して「報告型ファンド」ステータスを申請することを選択する可能性がある。

## 8. 投資顧問

管理会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、目論見書に記載されているように、一部の投資運用および投資顧問を、投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLC、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・ジャパン・カンパニー・リミテッドおよびブラックロック(香港)リミテッドに委任している。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは以下のファンドについて投資顧問サービスを提供している。

アジアン・タイガー・ボンド・ファンド

エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド

フィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

グローバル・インフレーション・インデックス・リンクド・ボンド・ファンド

ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

USダラー・コア・ボンド・ファンド

USダラー・リザーブ・ファンド

USダラー・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

USガバメント・モーゲージ・ファンド

ワールド・インカム・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCは以下のファンドについて投資顧問サービスを提供している。

ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

グローバル・アロケーション・ファンド

グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド

グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンド  
グローバル・スモールキャップ・ファンド  
ラテン・アメリカン・ファンド  
USベーシック・バリュー・ファンド  
USフレキシブル・エクイティ・ファンド  
USフォーカasd・バリュー・ファンド(USベーシック・バリュー・ファンドへの統合日である2009年10月9日まで)  
USグロース・ファンド  
USスモールキャップ・バリュー・ファンド(USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドへの統合日である2009年10月2日まで)  
ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド  
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは以下のファンドについて投資顧問サービスを提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド  
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック・ジャパン・カンパニー・リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

ジャパン・ファンド  
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド  
ジャパン・バリュー・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インターナショナル・リミテッドおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド  
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
ワールド・ボンド・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック(香港)リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

アジアン・ドラゴン・ファンド  
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド  
チャイナ・ファンド  
インドニア・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック(香港)リミテッドおよびブラックロック・ジャパン・カンパニー・リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

パシフィック・エクイティ・ファンド

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドが投資顧問会社である。

## 9. 関連当事者との取引

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、ブラックロック・インク(米国デラウェア州で設立された会社)である。ザ・バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション(メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク・グループ内の会社を含む。)およびPNCバンク・エヌ・エーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、ブラックロック・インクの主要株主である。当社のために有価証券の取引を手配する際、バンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループが有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービスおよびその他のサービスを提供したり、もしくは通常の条件により本人として行動する可能性があり、これにより利益を得る可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカーまたはエージェントが提供する大口取引による割引、その他の手数料の割引または現金による手数料の割戻しの利益は当社に還元されている。バンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループのグループ会社のサービスは、その利用が適切であると判断される場合に、手数料およびその他の取引条件が関係する市場で用いられる系列外のブローカーおよびエージェントとのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終的な業績を得るための上記の方針に一致していることを条件に、投資顧問会社により利用可能である。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外での取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引総額は2,979,171,401米ドルであり、当該取引価額が当期間の全体の取引価額に占める割合は3.03%である。当該取引に関連して支払われたブローカー手数料の総額は3,124,977米ドルであり、支払った手数料の平均料率は5.43%である。

当期間中に、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

## 10. 手数料の利用

1社以上の投資顧問会社(以下「顧問会社」という。)は、現地の法律または規則により認められている場合に、手数料分配契約または同等の契約を締結することができる。当該契約は、顧問会社が、これらの契約を通して得られる調査または執行サービスが、顧問会社の投資意思決定能力または取引執行力を高め、その結果より高い投資収益が見込まれると考える場合に限り締結される。顧問会社は主要な世界的ブローカーと当該契約を締結する。ブローカーは、ブローカーが顧問会社に提供する調査および執行サービスの報酬を認識する際に、または顧問会社による取引の執行もしくは顧問会社への調査の提供を支援する第三者のサービスに対して代金を支払うために、顧問会社の取引により生じる手数料の一部を使用することに同意している。全ての取引は引き続き最良の執行条件に従う必要があり、契約は常に見直される。

## 11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCと有価証券貸付契約を締結している。当該契約に基づき、当社は適切な担保を含む一定の条件のもと、第三者に対して有価証券ポートフォリオの一部を貸付けることができる。当該貸付は、貸付活動を専門とする公認清算機関または主要な金融機関の仲介を通じてのみ可能であり、これらの機関と合意した、担保を含む取引条件に基づいている。当該取引は30日を超えてはならない。貸付有価証券が関連するファンドの有価証券ポートフォリオの50%を超過する場合には、貸付契約を即時に終了できる条件でのみ貸付が可能となる。

この契約に基づき、当社は受取現金担保を承認された有価証券に投資することが容認されており、このため追加の収益が生じる。当該有価証券には、ブラックロックのアイランドに本拠を置くプロプライエタリーUCITSファンド：インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズが含まれる。

有価証券貸付プログラムからの投資収益は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2010年2月28日現在、貸付有価証券の評価額合計は797,854,056米ドルであり、投資担保の時価は836,194,278米ドルである。

現金担保は13.98%が社債(格付けA-1または同等)、20.93%が国債、21.69%が預金証書ならびに43.4%がコマーシャル・ペーパーおよび定期預金に再投資されている。この担保は保管銀行が保有しており、これらの財務書類には反映されていない。

貸付有価証券は、関連するファンドのポートフォリオにおいて「\*」で記されている。2010年2月28日現在、当該貸付有価証券のファンドレベルでの価額は以下の表のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の価額
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	16,594,511米ドル
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	77,869,787米ドル
ユーロ・マーケット・ファンド	77,697,493米ドル
ヨーロピアン・フォーカス・ファンド	51,094,698米ドル
ヨーロピアン・ファンド	240,073,077米ドル
ヨーロピアン・グロース・ファンド	2,435,910米ドル
ヨーロピアン・バリュー・ファンド	5,423,404米ドル
グローバル・アロケーション・ファンド	30,994,609米ドル
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	5,785,506米ドル
グローバル・スモールキャップ・ファンド	1,170,457米ドル
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	15,820米ドル
ニュー・エネルギー・ファンド	206,378,878米ドル
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	41,315,600米ドル
USグロース・ファンド	899,000米ドル
ワールド・エネルギー・ファンド	32,427,355米ドル
ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド	1,565,951米ドル
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	6,112,000米ドル

## 12. 担保有価証券または保証として提供された有価証券

売建コール・オプションの原証券で担保に供されているものは、ファンドのポートフォリオにおいて「†」で記されている。2010年2月28日現在、当該有価証券の価額は133,233,599米ドルである。

グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションに係る担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン間の三者合意に基づき差し入れられた。2010年2月28日現在、同ファンドのポートフォリオにおいて「^」で記されている担保の価額は47,349,488米ドルである。

先物取引の保証として提供されている有価証券は、ファンドのポートフォリオにおいて「‡」で記されている。2010年2月28日現在、当該有価証券の価額は102,923,135米ドルである。

## 13. 分配金

取締役の現在の方針は、分配型ファンドによる収益および英国販売会社ステータス・クラスによる収益を除くすべての投資純利益を留保し再投資することである。分配型ファンドおよび英国販売会社ステータス・クラスに関しては、実質的にすべての期間投資収益(費用控除後)を分配する方針である。取締役会は、実現および未実現の両方のキャピタル・ゲインからの分配を分配金の範囲に含めるか、およびどの程度まで含めるかを決定することができる。

分配型投資証券を提供するファンドに関しては、ファンドの種類別に分配金の支払頻度が決定される。通常、分配金は以下のように支払われる。

- ・ 分配型の債券ファンドに関しては月次(分配する収益が存在する場合)とする。
- ・ アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドおよびフィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンドに関しては四半期毎(分配する収益が存在する場合)(取締役会が決定可能なその他のファンドについてはその都度)とする。
- ・ 取締役会の裁量により、エクイティ分配型ファンドに関しては年次。英国販売会社ステータス・エクイティ・ファンドは、分配する収益が存在する場合に年次で分配金が支払われる。

月次で分配金を支払うこれらの分配型投資証券は以下の投資証券にさらに分類される。

- ・ 分配金が日次で算定される投資証券は、毎日分配型投資証券である。
- ・ 分配金が月次で算定される投資証券は、毎月分配型投資証券である。

投資家は毎月分配型投資証券または毎日分配型投資証券のいずれかを保有するか選択することができるが、両者を保有することはできない。

分配金が四半期毎に支払われる投資証券は、毎四半期分配型投資証券である。

分配金が年次で支払われる投資証券は、毎年分配型投資証券である。

分配金の宣言および支払いならびに投資主が利用可能な再投資オプションについては、目論見書に記載されている。

#### 14. 後発事象

2010年2月23日、取締役会は、投資主に対して書面を送付し、2014年3月31日より後は、クラスB投資証券を新規の投資家に発行せず、クラスB投資証券の保有高の全てをクラスA投資証券に転換する旨の決定を通知した。クラスA投資証券は、クラスB投資証券と同様の投資運用報酬を生じ、販売報酬は課されない。

2010年3月26日に開催された臨時総会で承認された通り、当社の定款は2010年4月26日付で改訂される予定である。当社は、無記名投資証券の発行を停止する予定である。全ての無記名投資証券は失効し、同一口数の記名投資証券に転換される予定である。これは、臨時総会で投資主が承認した当社の数件の定款変更の1つである。

2010年3月31日、ヨーロッパ・オポチュニティーズ・ファンドおよびスイス・オポチュニティーズ・ファンドは、それぞれヨーロッパ・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドおよびスイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドに名称変更される予定である。

2010年4月16日、ストラテジック・アロケーション・ファンド（米ドル建）はストラテジック・アロケーション・ファンド（ユーロ建）に統合される予定である。ストラテジック・アロケーション・ファンド（米ドル建）の投資証券は、統合日現在において同額のストラテジック・アロケーション・ファンド（ユーロ建）の投資証券と交換される予定である。統合日において、存続するストラテジック・アロケーション・ファンド（ユーロ建）は、同ファンドの投資方法および投資方針をより正確に反映させるために、フレキシブル・マルチ・アセット・ファンドに名称変更される予定である。このファンドの投資目標はまた、既存の投資方針をさらに明確化し、新しい名称に言及するよう改訂される予定である。いずれの改訂も同ファンドの管理方法に変更をもたらすものではない。

[前へ](#)



## 2【ファンドの現況】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド(平成22年10月末現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	996,282,794円
負債総額	22,546,486円
純資産総額( - )	973,736,308円
発行済数量	1,565,188,606口
1 単位当たり純資産額( / )	0.6221円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

### 3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## 8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

## 10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 485,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 9,238株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <マネジメント委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、マネジメント委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

###### 投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

### ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

### リスク管理

- ・リスク・クオンツ分析部において、ファンドの運用分析およびリスク分析等を行います。さらにファンドの特性に応じて、分析結果について定期的にレビューを行い、ポートフォリオ・マネジャーへ助言を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年10月末現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	32本	167,965百万円
	単体型株式投資信託	0本	0円
私募投資信託		94本	1,368,191百万円
合計		126本	1,536,156百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

なお、第22期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第23期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けており、第23期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、当社の監査公認会計士等は次の通り異動しております。

前事業年度 　あらた監査法人

当事業年度 　有限責任監査法人トーマツ

#### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 4. 当社は平成21年12月2日にブラックロックジャパン株式会社と合併いたしました。また平成21年12月2日に商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更いたしました(旧社名：パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
預金	2	7,523	4,043
支払委託償還金		-	2
立替金		0	-
前払費用		84	237
未収入金		680	169
未収委託者報酬		845	1,533
未収運用受託報酬		-	3,855
未収収益	2	3,055	304
差入保証金		332	479
未収還付消費税等		78	156
未収還付法人税等		-	506
繰延税金資産		310	930
その他流動資産		0	25
流動資産計		12,912	12,245
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物附属設備	1	89	2,099
器具備品	1	316	871
建設仮勘定		256	-
有形固定資産計		662	2,970
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		-	31
のれん		311	3,688
クライアント・リレーションシップ資産		-	1,687
その他の無形固定資産		2	3
無形固定資産計		314	5,410
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		0	-
関係会社株式	2	-	300
長期前払費用		1	-
長期差入保証金		681	1,005
繰延税金資産		623	1,037
投資その他の資産計		1,306	2,342
固定資産計		2,284	10,724
資産合計		15,196	22,970



	第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	61	186
未払収益分配金	-	0
未払償還金	-	77
未払手数料	-	459
その他未払金	-	159
未払費用	1,476	1,571
未払法人税等	307	-
賞与引当金	715	666
早期退職慰労引当金	-	246
流動負債計	2,560	3,367
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 3,300	10,237
退職給付引当金	287	283
固定負債計	3,587	10,520
負債合計	6,147	13,888
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	485	485
資本剰余金		
資本準備金	366	366
その他資本剰余金	-	3,846
資本剰余金合計	366	4,212
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,860	4,047
利益剰余金合計	8,197	4,383
株主資本合計	9,048	9,081
純資産合計	9,048	9,081
負債・純資産合計	15,196	22,970

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	5,066	4,285
運用受託報酬	8,233	8,178
その他営業収益	3,498	2,501
営業収益計	16,798	14,965
営業費用		
支払手数料	2,005	974
広告宣伝費	104	77
公告費	-	0
調査費		
調査費	9	353
情報機器関連費	237	-
委託調査費	-	1,011
調査費計	246	1,365
委託計算費	152	146
営業雑費		
通信費	92	98
印刷費	34	63
諸会費	32	25
営業雑費計	159	187
営業費用計	2,668	2,750
一般管理費		
給料		
役員報酬	248	1,024
給料・手当	3,203	3,319
賞与	1,056	2,943
給料計	4,508	7,286
その他の人件費	5	-
退職給付費用負担金	399	421
法定福利費	307	-
福利厚生費	45	610
事務委託費	3,716	1,395
事務用品費	7	-
交際費	3	10
寄付金	-	0
旅費交通費	126	116
採用費	100	-
租税公課	59	77
不動産賃借料	837	1,134
水道光熱費	77	129
固定資産減価償却費	226	794
のれん償却費	273	314
クライアント・リレーションシップ資産償却費	-	102
賃借料	7	-
消耗器具備品費	15	-
修繕維持費	23	-
不動産仲介手数料	60	-
教育研修費	61	-
諸経費	110	416
一般管理費計	10,974	12,809
営業利益又は営業損失( )	3,155	594

	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第23期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業外収益		
受取利息	1	9
為替差益		38
投信償還益		0
その他営業外収益		0
営業外収益計	42	48
営業外費用		
支払利息	1	138
投信償還損		0
有価証券売却損		0
営業外費用計	64	138
経常利益又は経常損失( )	3,133	684
特別利益		
賞与引当金戻入益		154
前期損益修正益		0
特別利益計	776	154
特別損失		
固定資産除却損		4
原状回復費		243
特別退職金		518
長期借入金返済違約金		5
前期損益修正損		105
特別損失計	177	877
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	3,732	1,407
法人税、住民税及び事業税	1,601	16
法人税等調整額	114	338
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	485
当期変動額		
新株の発行	10	-
当期変動額合計	10	-
当期末残高	485	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
当期変動額合計	-	3,846
当期末残高	-	3,846
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
当期変動額合計	-	3,846
当期末残高	366	4,212
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,489	7,860
当期変動額		
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,371	3,813
当期末残高	7,860	4,047
利益剰余金合計		
前期末残高	5,825	8,197
当期変動額		
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,371	3,813
当期末残高	8,197	4,383

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	6,666	9,048
当期変動額		
新株の発行	10	-
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,381	32
当期末残高	9,048	9,081
純資産合計		
前期末残高	6,666	9,048
当期変動額		
新株の発行	10	-
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,381	32
当期末残高	9,048	9,081

## (重要な会計方針)

期 別 項 目	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p style="text-align: center;">-</p> <p>その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用して おります。</p>	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用して おります。</p> <p>(2) その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(追加情報) 平成21年6月に予定しております事務所の移 転に伴い、除却を予定している有形固定資 産について、従来、耐用年数を2年～15年 としておりましたが、除却を決定した平成20 年8月より、残存耐用年数を平成20年8月 から平成21年6月までの11ヶ月に変更し ております。 これにより、当期の営業利益、経常利益及 び税引前当期利益はそれぞれ116百万円減 少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償却して おります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(追加情報) 平成22年5月に予定している事務所の移 転に伴い、除却を予定している有形固定資 産について、従来耐用年数を5年～18年 としておりましたが、除却を決定した平成21 年10月より、残存耐用年数を平成21年10 月から平成22年5月までの8ヶ月に変更し ております。 これにより、当期の営業損失、経常損失及 び税引前当期純損失はそれぞれ468百万円 増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア、のれん及びクライアント・リ レーションシップ資産については、定額法に より償却しております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末に おける退職給付債務及び年金資産に基づき 計上しております。なお、会計制度委員会報 告第13号「退職給付会計に関する実務指針 (中間報告)」に規定されている簡便法(以下、 簡便法)に基づき、当期末における年金財 政計算上の責任準備金の額をもって退職給 付債務とする方法によっております。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた 従業員については、旧退職制度に基づく給 付額を保証しているため、期末現在の当該 給付額と年金制度に基づく給付額との差額 を引当て計上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末に おける退職給付債務及び年金資産に基づき 計上しております。なお、会計制度委員会報 告第13号「退職給付会計に関する実務指針 (中間報告)」に規定されている簡便法に基 づき、当期末における責任準備金等の額を もって退職給付債務とする方法によってお ります。 旧退職金制度 同 左</p>

期別 項目	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第23期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
	<p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度(DC)による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(追加情報) 当社は、平成21年12月2日における旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(及び)を承継し、上記の会計処理を行っております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 賞与引当金の計上方法 同左</p> <p>-</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

## (会計方針の変更及び表示方法の変更)

期 別 項 目	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
1. リース取引に関する会計基準等	<p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	-
2. 表示方法の変更	<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>(1) 従来まで「未収収益」に含めていた未収運用受託報酬について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。</p> <p>(2) 従来まで「未払費用」に含めていた未収収益分配金、未払償還金、未払手数料及びその他未払金について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>(1) 従来まで「営業費用」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。</p> <p>従来「支払手数料」に含めていた支払運用再委託報酬を、当事業年度から「委託調査費」として区分掲記しております。</p> <p>従来区分掲記していた「情報機器関連費」を、当事業年度から「調査費」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 従来まで「一般管理費」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。</p> <p>従来区分掲記していた「法定福利費」を、当事業年度から「福利厚生費」に含めて表示しております。</p> <p>従来区分掲記していた「事務用品費」「採用費」「賃借料」「消耗器具備品費」「修繕維持費」「不動産仲介手数料」及び「教育研修費」を、当事業年度から「諸経費」に含めて表示しております。</p>



## 注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 127百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 218百万円</p> <p>2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">預金 3,224百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">長期借入金 3,300百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 539百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 328百万円</p> <p>2 関係会社に対する資産は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社株式 300百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 233百万円</p> <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 5,500百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">借入実行残高 -</p> <p style="padding-left: 20px;">差引額 5,500百万円</p>

(損益計算書関係)

第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
<p>1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 64百万円</p>	<p>1 関係会社に対する営業外収益及び営業外費用は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取利息 7百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 23百万円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日				
第22期(自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88		9,238
合計	9,150	88		9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日					
第23期(自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	
発行済株式					
普通株式	9,238			9,238	
合計	9,238			9,238	
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発行日
平成21年11月10日 臨時株主総会	普通株式	101	11,000	平成21年 9月30日	平成21年11月13日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
財務諸表等規則第 8 条の 6 第 1 項により記載を省略しております。	-

## (金融商品関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
-	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。</p> <p>投資有価証券である証券投資信託受益証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に当社の投資信託業務を運営する上で必要とされる当社自身が設定・運用を行う証券投資信託に係るものであり、定期的に把握された時価が取締役会及び監査役会に報告されております。</p> <p>営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。</p> <p>長期借入金には主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。</p> <p>営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。</p>

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																																																								
	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年 3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="753 398 1359 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td>4,043</td> <td>4,043</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>支払委託償還金</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>169</td> <td>169</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>1,533</td> <td>1,533</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>3,855</td> <td>3,855</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>304</td> <td>304</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収還付消費税等</td> <td>156</td> <td>156</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収還付法人税等</td> <td>506</td> <td>506</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>479</td> <td>479</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td>1,005</td> <td>899</td> <td>(105)</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>(697)</td> <td>(697)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>(1,571)</td> <td>(1,571)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>(10,237)</td> <td>(11,434)</td> <td>(1,196)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 負債に計上されているものについては ( ) で示しています。</p> <p>(注)</p> <p>1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項  預金、支払委託償還金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収還付消費税等、未収還付法人税等及び 差入保証金  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>長期差入保証金  事務所敷金の時価については、事務所毎の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。</p> <p>未払金及び 未払費用  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>		貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額	預金	4,043	4,043	-	支払委託償還金	2	2	-	未収入金	169	169	-	未収委託者報酬	1,533	1,533	-	未収運用受託報酬	3,855	3,855	-	未収収益	304	304	-	未収還付消費税等	156	156	-	未収還付法人税等	506	506	-	差入保証金	479	479	-	長期差入保証金	1,005	899	(105)	未払金	(697)	(697)	-	未払費用	(1,571)	(1,571)	-	長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額																																																						
預金	4,043	4,043	-																																																						
支払委託償還金	2	2	-																																																						
未収入金	169	169	-																																																						
未収委託者報酬	1,533	1,533	-																																																						
未収運用受託報酬	3,855	3,855	-																																																						
未収収益	304	304	-																																																						
未収還付消費税等	156	156	-																																																						
未収還付法人税等	506	506	-																																																						
差入保証金	479	479	-																																																						
長期差入保証金	1,005	899	(105)																																																						
未払金	(697)	(697)	-																																																						
未払費用	(1,571)	(1,571)	-																																																						
長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)																																																						

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																															
	<p>長期借入金 長期借入金のうち、固定金利によるものは、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。</p> <p>長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子会社株式</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。</p> <p>3. 長期借入金の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>2年超</th> <th>3年超</th> <th>4年超</th> <th>5年超</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2年以内</th> <th>3年以内</th> <th>4年以内</th> <th>5年以内</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10,237</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10,237</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額(百万円)	子会社株式	300		1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		長期借入金	-	-	-	-	-	10,237	合計	-	-	-	-	-	10,237
区分	貸借対照表計上額(百万円)																															
子会社株式	300																															
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超																										
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内																											
長期借入金	-	-	-	-	-	10,237																										
合計	-	-	-	-	-	10,237																										

## (有価証券関係)

第22期 (平成21年 3月31日現在)	第23期 (平成22年 3月31日現在)						
<p>その他有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得原価</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	取得原価	0百万円	貸借対照表計上額	0百万円	差額	0百万円	-
取得原価	0百万円						
貸借対照表計上額	0百万円						
差額	0百万円						

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日								
-	<p>当該事業年度に売却したその他有価証券</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">投資信託受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">売却額</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売却益の合計</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売却損の合計</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	投資信託受益証券	売却額	0 百万円	売却益の合計	- 円	売却損の合計	0 百万円
区分	投資信託受益証券								
売却額	0 百万円								
売却益の合計	- 円								
売却損の合計	0 百万円								

(デリバティブ取引関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
該当なし	同 左

(退職給付関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p><b>適格退職年金制度</b> 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。</p> <p><b>旧退職金制度</b> 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p><b>その他の退職給付制度</b> 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>287百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>287百万円</td> </tr> </table>	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、適格退職年金制度及び旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。従って、平成21年12月2日以降、からの四つの制度を有しています。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>1,718</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td>1,433</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td>285</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td> <td>283</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>306</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員に対しては、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	1,718	百万円	年金資産残高	1,433		未積立退職給付債務	285		未認識過去勤務債務	13		未認識数理計算上の差異	11		貸借対照表計上額純額	283		前払年金費用	23		退職給付引当金	306	百万円
退職給付債務	287百万円																												
退職給付引当金	287百万円																												
退職給付債務	1,718	百万円																											
年金資産残高	1,433																												
未積立退職給付債務	285																												
未認識過去勤務債務	13																												
未認識数理計算上の差異	11																												
貸借対照表計上額純額	283																												
前払年金費用	23																												
退職給付引当金	306	百万円																											

<p style="text-align: center;">第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">第23期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日</p>																															
<p>3 . 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> </table> <p>4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円	<p>3 . 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">402</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金に係る要拠出額</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用負担額合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">421</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別退職金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">518</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">939</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員の退職給付費用は、勤務費用等に計上しております。</p> <p>4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準</p> <p>割引率 1.4%</p> <p>期待運用収益率 0.7%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から9.0年で処理しております。</p>	勤務費用等	402	百万円	利息費用	3		期待運用収益	1		過去勤務債務の費用処理額	0		数理計算上の差異の費用処理額	0		確定拠出年金に係る要拠出額	13		退職給付費用負担額合計	421		特別退職金	518		合計	939	百万円
勤務費用等	399百万円																															
退職給付費用	399百万円																															
勤務費用等	402	百万円																														
利息費用	3																															
期待運用収益	1																															
過去勤務債務の費用処理額	0																															
数理計算上の差異の費用処理額	0																															
確定拠出年金に係る要拠出額	13																															
退職給付費用負担額合計	421																															
特別退職金	518																															
合計	939	百万円																														

## (税効果会計関係)

第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産(流動資産)
賞与引当金 363百万円	賞与引当金 291百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円	未払費用否認 446
減価償却費損金算入限度超過額 244百万円	減価償却損金算入限度超過額 192
未払費用否認 110百万円	その他 0
未払事業税 28百万円	繰延税金資産(流動資産)合計 <u>930百万円</u>
資産調整勘定 118百万円	
その他 78百万円	繰延税金資産(固定資産)
繰延税金資産合計 1,060百万円	税務上の繰越欠損金 1,041百万円
繰延税金負債	退職給付引当金 234
のれん (126)百万円	減価償却損金算入限度超過額 152
その他 -百万円	無形固定資産 312
繰延税金負債合計 <u>(126)百万円</u>	資産調整勘定 79
繰延税金資産の純額 933百万円	その他 3
	繰延税金資産(固定資産)合計 1,823
	繰延税金負債(固定負債)
	無形固定資産 (776)
	その他 (9)
	繰延税金負債(固定負債)合計 <u>(786)</u>
	繰延税金資産(固定資産)の純額 <u>1,037百万円</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22%	交際費等永久に損金に算入されない項目 (14.2)
その他 0.67%	損金不算入ののれん償却額 (6.1)
税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%	その他 2.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>22.9%</u>



## (関連当事者情報)

第22期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入	借入金(注1)	3,300	長期借入金	3,300
							支払利息(注1)	64	未払利息	-

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%)(注6)	投資顧問	投資一任(注3)	253	未収収益	8
							投資一任(注3)	700	未払費用	33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業信託業	なし	役員の兼任 投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3)	117	未収収益	7
							投資一任(注3)本部	703	未払費用	35
							配賦経費(注4) その他営業収益(注5)	1,402	未払費用	307
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7)	98	未収入金	98
							事務委託費(注7)	22	未収入金	22

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2) 事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3) 投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4) 本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5) その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6) Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7) 貸借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

## (2) 重要な関連会社

該当なし

第23期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び主要株主等

自：平成21年4月1日至平成21年12月1日(注1)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	英国 ロンドン市	2,402 百万 ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン貸出 及び借入	受取利息 (注2)	7	未収収益	-
							支払利息 (注3)	23	未払費用	-

(注1)平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 受取利息については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

## (2) 同一の親会社を持つ会社等

自：平成21年12月2日至平成22年3月31日(注1)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	旧ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区	2,989 百万円	投資運用業	なし	吸収合併消滅会社	吸収合併 (注2)	承継資産合計: 12,200 承継負債合計: 10,980 承継純資産合計: 1,219 合併対価: -	-	-
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	10万 米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	借入金 (注3)	10,237	長期借入金	10,237
							支払利息 (注4)	114	未払利息	-

(注1)平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2)吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。

(注3)取引金額の内訳は次の通りとなっております。尚、担保は差し入れておりません。

吸収合併による消滅会社から承継した借入金：8,937百万円

当社の究極の親会社変更に伴い、当該貸出先において承継された劣後特約付借入金：1,300百万円

(注4)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

## (企業結合等関係)

<p style="text-align: center;">第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>
<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容  結合当事企業又は対象となった事業の名称  パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。)</p> <p>事業の内容  情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス</p> <p>企業結合の法的形式  吸収合併  結合後企業の名称  パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社</p> <p>取引の目的を含む取引の概要  平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸収消滅会社とする方式で吸収合併しました。</p>	<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容  結合当事企業又は対象となった事業の名称  ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>事業の内容  投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業等</p> <p>企業結合の法的形式  吸収合併  結合後企業の名称  ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>取引の目的を含む取引の概要  当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・インクによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴う日本法人においての経営統合を目的に、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収合併存続株式会社、旧ブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併が行われることを承認し、旧ブラックロック・ジャパン株式会社の資産、負債及び契約上の地位その他一切の権利義務を当社に承継させる吸収合併を行いました。</p> <p>また当社は平成21年12月2日、ブラックロック・ジャパン株式会社へ商号の変更を行っております。</p> <p>なお、本吸収合併の効力発生時点において当社及び旧ブラックロック・ジャパン株式会社の株主はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。</p> <p>企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳</p> <p>(1) 資産の額  流動資産 4,780百万円  固定資産 7,419百万円</p> <p>(2) 負債の額  流動負債 2,043百万円  固定負債 8,937百万円</p> <p>上記金額は、当社の財務諸表に基づき必要な組替を行った旧ブラックロック・ジャパン株式会社の最終事業年度の財務諸表に基づいております。</p>

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
<p>-</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	<p>2. 吸収分割先企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p>分割先企業の名称 ブラックロック証券株式会社</p> <p>分割した事業の内容 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務等</p> <p>分割の法的形式 吸収分割</p> <p>取引の目的を含む取引の概要 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して、iシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部に係る事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収分割株式会社、ブラックロック証券株式会社を吸収分割承継株式会社として、それまで当社が営んでいた第一種金融商品取引業に関する資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務をブラックロック証券株式会社に承継させる吸収分割を行いました。</p> <p>なお、本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収合併に際して、BSCは当社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。</p> <p>3. 実施した会計処理の概要</p> <p>本取引(1.及び2.)は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

## (1株当たり情報)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
<p>1株当たり純資産額 979,494円33銭</p> <p>1株当たり当期純利益 218,809円00銭</p>	<p>1株当たり純資産額 983,059円95銭</p> <p>1株当たり当期純損失 117,424円51銭</p>
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 2,016百万円</p> <p>1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,016百万円</p> <p>期中平均株式数 9,216株</p>	<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純損失 1,084百万円</p> <p>1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期純損失 1,084百万円</p> <p>期中平均株式数 9,238株</p>

## (重要な後発事象)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
<p>ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について</p> <p>平成21年 6月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。</p> <p>先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せず取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。</p> <p>日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。</p>	-

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為

## 5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。



## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 2,799億円(平成22年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成22年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成22年3月末現在)	事業の内容
楽天銀行株式会社	23,485	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
日の出証券株式会社	4,650	
日興コーディアル証券株式会社	10,000	
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000	
水戸証券株式会社	12,272	
楽天証券株式会社	7,477	

## 2 【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3 【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成21年10月2日から平成22年4月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年4月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月25日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年4月2日から平成22年10月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年10月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川本修司

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 星知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社（旧社名：パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。